

# 養護老人ホーム について



## 養護老人ホームって？

- 養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設です。
- 特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要です。

※老人福祉法第11条第1項、老人ホームへの入所措置等の指針 第1 参照

### POINT解説



## 入所の基本的な流れは？

### 1 まずは入所相談

市区町村の役所（役場）窓口、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

### 2 申込

入所の申込みはお住まいの市区町村\*の役所（役場）窓口で行います。

### 3 調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査が行われます。

### 4 入所判定委員会

調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の可否について判定します。

### 5 決定

市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の可否を決定することになります。

### 6 入所へ



\*「お住まいの市区町村」とは、基本的には入所される方の住民票のある市区町村を指しますが、住民票がない場合は申込時点にお住まいの市区町村をいいます。詳細は市区町村にお問い合わせください。